

「伊予市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」  
の変更について(平成24年9月14日策定)

国の変更概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環(造林→伐採→木材利用→再造林)を通じて、森林のCO<sub>2</sub>吸収作用を強化し脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から年月が経過。  
耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進する法改正が必要

令和3年10月1日改正

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の  
利用の促進に関する法律」を施行

県の変更概要

令和4年3月9日改正

- ① 題名を「建築物における木材の利用の促進に関する方針」に変更
- ② 建築物における木材の利用の促進の基本的方向に県、市町に加えて事業者、  
県民による取組を追加
- ③ 建築物木材利用促進協定制度についての項目を追加

国・県の方針変更内容  
に即して定める

伊予市の方針変更

- ① 題名を「伊予市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に変更
- ② 脱炭素社会の実現に向け、木材の利用促進をさらに図るため対象を公共建築物  
から建築物一般に拡大
- ③ 公共建築物について、コスト・技術面で困難な場合を除き原則木造化

積極的に木造化を推進する内容に変更

## 建築物の木造化・木質化を推進する対象施設等

区 分	対 象 施 設 等
木造化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、保育所、幼稚園、体育館等</li> <li>・保健福祉施設等</li> <li>・集会施設、スポーツ・武道・研修・文化施設等</li> <li>・観光保養施設、管理事務所等</li> <li>・市営住宅等</li> <li>・<b>公共建築物以外の一般建築物</b></li> </ul> <p>※市民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設</p> <p>※<b>公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体を対象</b></p>
木質化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等</li> </ul> <p>※高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設</p>
木製品の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等事務用品</li> <li>・小中学校等教育施設の机・椅子、書架等</li> </ul> <p>※優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を市民に対して啓蒙できる事務用品</p>
間伐材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係</li> <li>・擁壁工、法面保護工、水路工、護岸工、柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係</li> <li>・落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝蓋等道路施設関係</li> </ul> <p>※市民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設</p>